

会計年度任用職員(滋賀県公立小中学校 事務補助員)募集概要

甲賀市では、下記のとおり職員の雇用を予定しています。

注意事項を確認のうえ、希望される場合は申し込みを行ってください。

■業務概要

職種	事務補助員 ※障害者雇用
業務内容	【事務補助員】 <ul style="list-style-type: none">・文書および物品の整理、送達に関すること。・各種資料の印刷、複写に関すること。・校内掲示物の管理に関すること。・図書資料の収集、整理に関すること。・軽易なパソコン入力業務に関すること。・その他校長が指示すること。
必要資格や経験等	免許・資格は問いません。
賃金/報酬	報酬は月額とする。 月給 168,387円 ～ 172,257円
手当	報酬の他に、期末勤勉手当と交通費（費用弁償）を支給する
支払日	当月21日（ただし、休日、日曜日または土曜日に当たるときはその前日等）
勤務場所	甲賀市教育委員会が指定する市内小中学校
雇用期間	令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水） ※任用の始期は、採用日の状況等により前後する場合があります。
勤務時間	午前8時20分～午後4時50分
勤務日	原則 週4日 週31時間 勤務（1日に7時間45分勤務） ※週5日間 週31時間 勤務も可能
休日	土曜日、日曜日、祝日法による祝日を含む週3日 ※週4日勤務の場合
年次有給休暇	10日（10月1日に付与 ただし、任用開始時に3日付与）
加入保険など	雇用保険 健康保険 厚生年金
災害補償	労災保険
その他	本求人は甲賀市教育委員会で公募および選考を行いますが、滋賀県教育委員会 が実施する事業ですので、報酬、各種手当等は滋賀県教育委員会の規定に基づ き任用されます。 県指定の履歴書を使用してください。 障がい者手帳（身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳）の 写しを提出してください。

■選考など

募集期間	令和8年3月3日（火）から3月13日（金） ※状況により募集期間は随時更新 （受付は、土日祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで）
募集人数	2人
面接	申し込み後に面接日時を連絡します。 甲賀市役所にて行います。会場については後日お知らせします。 面接時持ち物：ハローワーク紹介状 県指定履歴書 障がい者手帳（写し）
申し込み方法	・甲賀公共職業安定所（ハローワーク）から申し込み

（裏面に続きます）

■注意事項

- ・ 男女、年齢は問いません。
- ・ 甲賀市役所が出している、同じ雇用期間で、勤務時間が重なる求人には重複して申込できません。
(重複申込は、面接結果の合否待ちの期間を含みます。)
- ・ フルタイム勤務(週38時間45分勤務)の場合は、許可なく兼業することはできません。(兼業:本業務以外に報酬等を得て他の仕事に従事すること)

■欠格事項

次のいずれかに該当する方は任用できません。(地方公務員法第16条関係)

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 甲賀市役所において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

■特記事項（こども性暴力防止法について）

・本業務へ従事するに当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。

・このため、予め、任用過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。

制度の対象は？

こどもに教育・保育などを提供する事業のうち、次の事業・業務が対象となります。

学校、認可保育所などは、公立・私立を問わず、性暴力を防ぐための取組が義務となります。
それ以外（放課後児童クラブ、学習塾など）は、国が認定をすることで、制度の対象となります。

	義務対象	認定対象
対象事業	<ul style="list-style-type: none">学校（幼稚園、小中高）認可保育所、認定こども園児童福祉施設 など 	<ul style="list-style-type: none">認可外保育施設放課後児童クラブ学習塾、スポーツクラブ など 
対象業務	<ul style="list-style-type: none">教員保育士児童指導員 など 	<ul style="list-style-type: none">保育従事者放課後児童支援員塾講師、指導員 など 

別紙（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律
（令和6年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第一百七十六条、第一百七十七条、第一百七十九条から第八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に關する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）
 - ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの